

老老発 0816 第 1 号  
令和 3 年 8 月 16 日

各 都道府県  
指定都市 介護保険主管部（局）長 殿

厚生労働省老健局老人保健課長  
( 公 印 省 略 )

要介護認定における「認定調査票記入の手引き」、「主治医意見書記入の手引き」及び「特定疾病にかかる診断基準」について

要介護認定等に係る申請等については、

- ・「要介護認定等の実施について」（平成 21 年 3 月 31 日老発第 0331 第 5 号厚生労働省老健局長通知。最終改正令和 3 年 4 月 1 日。）により、認定調査票（概況調査）及び主治医意見書の様式の見直しについてお示しし、
- ・ 介護保険法施行令等の一部を改正する政令等の施行に当たって、「介護保険法施行令等の一部を改正する政令等の公布について（通知）」（令和 3 年 4 月 1 日老発 0401 第 5 号厚生労働省老健局長通知）により、その趣旨及び内容をお示ししたところである。

今般、見直し後の認定調査票（概況調査）及び主治医意見書の様式の記入方法等及び介護保険法施行令等の一部改正を踏まえた特定疾病に係る診断基準について明確化するため、別添の通り見直しを行うこととしたので通知する。

当該内容について御了知の上、貴管内市区町村にその周知徹底を図られたい。

「要介護認定における「認定調査票記入の手引き」、「主治医意見書記入の手引き」及び「特定疾病にかかる診断基準」について」  
の一部改正についての新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改 正 前	改 正 後
<p>(別添1) 認定調査票記入の手引き</p> <p>I、II (略)</p> <p>III 1 1) ~ 4) (1) (略)</p> <p>(2) 施設利用の場合 施設・病院に入所（院）している場合は、該当する施設等の□欄にV印をつけ、施設（病院）名、住所及び電話番号を記入する。</p> <p>5) 置かれている環境等(IV) 調査対象者の家族状況、調査対象者の居住環境、日常的に使用する機器・器械の有無等について特記すべき事項を記入する。置かれている状況等は、介護認定審査会資料にて情報提供されることがある。 ただし、置かれている環境等を根拠に二次判定での変更を行うことは認められておらず、あくまで参考の情報として扱う。</p> <p>III 2 (略)</p>	<p>(別添1) 認定調査票記入の手引き</p> <p>I、II (略)</p> <p>III 1 1) ~ 4) (1) (略)</p> <p>(2) 施設等利用の場合 施設・病院等に入所（院）している場合は、該当する施設等の□欄にV印をつけ、施設等名、住所及び電話番号を記入する。 <u>なお、医療機関における病床の種別（精神病床等）や障害福祉サービス（グループホーム等）等、調査対象者の状況について、介護の必要性を判断する際に参考となる事項についても記入する。</u></p> <p>5) 置かれている環境等(IV) 調査対象者の家族状況、調査対象者の居住環境、日常的に使用する機器・器械の有無等について特記すべき事項を記入する。<u>なお、家族状況のチェック欄の選択にあたっては、在宅の場合に家族と同居することとなるか否かの観点で選択する。そのため、施設入所者であっても、配偶者不在等により、在宅において家族と同居することが想定されない場合は「独居」を選択する。</u>置かれている状況等は、介護認定審査会資料にて情報提供されることがある。 ただし、置かれている環境等を根拠に二次判定での変更を行うことは認められておらず、あくまで参考の情報として扱う。</p> <p>III 2 (略)</p>
<p>(別添2) 主治医意見書記入の手引き</p> <p>I</p> <p>1 (略) 介護認定審査会では、医療関係者以外の委員もその内容を理解した上で審査判定を行うことになりますので、なるべく難解な専門用語を用いることは避け、平易にわかりやすく記入してください。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(別添2) 主治医意見書記入の手引き</p> <p>I</p> <p>1 (略) 介護認定審査会では、医療関係者以外の委員もその内容を理解した上で審査判定を行うことになりますので、なるべく難解な専門用語を用いることは避け、<u>楷書</u>で平易にわかりやすく記入してください。</p> <p>2 (略)</p>